

告発状

告発人 別紙（一）のとおり

被告発人 別紙（一）のとおり

第1 告発の趣旨

被告発人 小田道人司は、犯罪を行った2009年8月当時、今治市教育委員会委員長であった。そして、いま現在に到るまで、引き続き、その地位にあるものである。

2009年度の中学生用教科書採択を主導した小田道人司は、自らの望む扶桑社版教科書を採択させるために、その採択過程及び採択において、職権の濫用と、背任行為を行った。

この8月の末までに、再び、中学生用教科書の採択が、当教育委員会において行われる。被告発人による、2009年度採択時の犯罪を放置しておけば、再犯の可能性が極めて高い。

よって、被告発人・小田教育委員長の2009年度採択における犯罪を告発し、その訴追と処罰を求めるものである。

第2 犯罪事実

① 公務員職権濫用罪

被告発人 小田道人司は、教育委員長の職に就くものである。

当然ながら、教育委員長は、独裁的権力・権限を付与されているものではない。

子ども、先生、保護者をはじめとする当該自治体住民が有する〈教育への権利〉の被委託者・被委任者として、つまり代理人として、教育委員会の職務を遂行するのが、教育委員長である。

その職務の一つである「教科書採択の取り扱い」においても、採択が、学校現場の先生らの「調査報告書」、先生・保護者らで構成される「採択協議会の答申」など「学校現場の意志」を受け、それに基づいて行われるよう主導するのが、委員長の本来の職務である。

然るに、被告発人は、逆に、教育委員らだけで教科書を採択できるような環境づくりを主導した（証拠 甲1号証）。また、実際に、上記・「調査報告書」「採択協議会の答申」

を完全に無視して、自分自身の私的思想・イデオロギーを生徒たちに押し付けるという自らの政治目的・私的欲望の実現に適した歴史・公民分野の教科書を採択したのである。

(証拠 甲2号証)

これは、先生の有する教材決定権限(証拠 甲3号証)の行使を妨害するものであり、その<教育権>を侵害するものである。

また、その結果、現場の先生たちに、自らの望まない・良しとしない教科書で教えなければならないという、本来、しなくともよい、いや、するべきではない義務を生じさせた。

これは、「刑法 第25章 汚職の罪」の中の、以下の「公務員職権濫用罪(第193条)」に該当するものである。

「公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は、権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。」

② 背任罪

①で述べたように、教育委員(長)という公職の地位は、子ども、先生、保護者らをはじめとする自治体住民の有する<教育への権利>を委任・信任されることによって成り立っている。当然、住民らの委任・信任に背く行為は、背信行為であり、背任行為である。

上記の教科書採択で言えば、被告発人・小田委員長は、子どもや先生の委任・信任を裏切らぬよう、その誠実な代理人となって採択に関わる職務を遂行しなければならない。

具体的には、日々、子どもたちと接している先生たちが、子どもたちに最もふさわしいと判断した教科書を記した「調査報告書」や「採択協議会の答申」に基づいて、委員長は、採択に関わる職務を遂行しなければならない。つまり、子ども・先生の委任・信任を受けて、「学校現場の意思」が実現するように、委員長は、代弁し、行動する義務がある。

しかし、①で述べたように、被告発人は、自分自身の政治目的と欲望、つまりは、「自己の利益を図る」ために、子ども・先生らの被委任者・代理人としての職務を放棄し、「その任務に背く行為」を行ったのである。

同時にそれは、彼が、その採択を意図し、進めたところの教科書を共同で作成・発行した扶桑社及び「新しい歴史教科書をつくる会」の「利益を図る行為」であった。

このことは、広義には、子どもや先生らの、貨幣には換算できないところの、教育上の財産に莫大な損害を与える行為である。

狭義には、先生および「採択協議会」が強く希望した現行どおりの教科書・東京書籍版(証拠 甲4号証)を採択しなかったことによって、新たに、「現行」以外の教師用教科書及び指導書等を購入する必要性が生じ、今治市の財政に175万7000円の「損害を加えた」。

(証拠 甲5号証)

以上、被告発人 小田委員長の行為は、「刑法 第37章 詐欺及び恐喝の罪」の中の、以下の、「背任罪 (第247条)」に該当するものである。

「他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」

第3 罰条 (罪名)

刑法 第193条 公務員職権濫用罪 (第25章 汚職の罪)

刑法 第247条 背任罪 (第37章 詐欺及び恐喝の罪)

第4 証拠

1	甲1号証	今治市教育委員会会議録 (2009年4月8日)	1通
2	甲2号証	今治市教育委員会会議録 (2009年8月27日)	1通
3	甲3号証	学校教育法及びILO・ユネスコ「教師の地位に関する勧告」	1通
4	甲4号証	平成21年度 第2回今治地区教科用図書採択協議会会議録	1通
5	甲5号証	(今治市・決済資料) 平成22年度 中学校教師用教科書・指導書の購入について	1通

第5 添付書類

1	甲号各証	各1通
2	委任状	1通

2011年8月22日

松山地方検察庁検事正殿